

松江市国民健康保険検診助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 略  (1)・(2)略 <u>(3) 申請締切日時点において、申請締切日</u> <u>が属する年度の松江市国民健康保険条例</u> <u>第 27 条に定める第 7 期分までの松江市国</u> <u>民健康保険料に未納がないこと。</u>  (申請) 第 4 条 この要綱に基づく助成を受けようと する被保険者（以下「申請者」という。）は、 申請者の氏名、生年月日、住所、連絡先電 話番号及び松江市国民健康保険被保険者番 号 <u>および枝番</u> を記載した書面を市長に提出 するものとする。  (受診の方法) 第 6 条 前条の規定により助成の決定を受け た者（以下「助成決定者」という。）は、受 診日当日、実施機関に決定通知書と <u>受診日</u> <u>時点において松江市国民健康保険被保険</u>	(対象者) 第 3 条 略  (1)・(2)略 <u>(3)申請月の前月分</u> <u>_____</u> <u>_____</u> までの松江市国 民健康保険料に未納がないこと。  (申請) 第 4 条 この要綱に基づく助成を受けようと する被保険者（以下「申請者」という。）は、 申請者の氏名、生年月日、住所、連絡先電 話番号及び松江市国民健康保険被保険者番 号 <u>_____</u> を記載した書面を市長に提出 するものとする。  (受診の方法) 第 6 条 前条の規定により助成の決定を受け た者（以下「助成決定者」という。）は、受 診日当日、実施機関に決定通知書と <u>松江市</u> <u>国民健康保険被保険者証</u>

者であることを証明するものを提示し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。

(1)～(3) 略

を提示し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。

(1)～(3) 略

#### 附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。